


## 母子保健

### 不妊・不育症治療費助成事業

※申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

#### ゆりかご支援事業

対 象	不妊・不育症治療中で、以下の1～3全てに該当している夫婦が対象です。 1 市内に1年以上住民登録をしている 2 市税を完納している 3 同一夫婦に対し1年度につき1回、生涯2回まで (第2子以降の治療をしている夫婦も該当します)	
内 容	助成額は、治療に要する医療保険適用外の医療費(検査・治療・投薬料等)に2分の1を乗じた額とし、5万円を限度とします。	

#### 早期不妊・不育症検査費助成事業(こうのとりの健診)

対 象	特定不妊治療を実施している指定医療機関の医師が不妊・不育症の診断のために必要と認める検査を受け、以下の1～3全てに該当している夫婦が対象です。 1 夫婦ともまたはどちらか一方が市内に住民登録をしている 2 不妊・不育症検査開始時の妻の年齢が43歳未満である夫婦で、夫婦が揃って検査を受けている 3 同一夫婦に対し生涯1回限り	
内 容	助成額は、助成対象となる不妊・不育症検査にかかる費用のうち、助成対象者の自己負担額に対し、2万円を限度とします。	

#### 早期不妊治療費助成事業

対 象	不妊治療中で、以下の1～3全てに該当している夫婦が対象です。 1 夫婦ともまたはどちらか一方が市内に住民登録をしている 2 埼玉県不妊治療費助成事業の初回助成にかかる、治療開始時の妻の年齢が35歳未満である 3 同一夫婦に対し生涯1回限り	
内 容	助成額は、特定不妊治療にかかる費用のうち、県の支給決定額を除いた額とし、10万円を限度とします。	

※申請方法、申請期限、添付書類などの詳しい内容は、秩父保健センターにお問い合わせください。

#### 埼玉県の不妊・不育症相談

女性の健康や不妊治療・不育症に関する県の相談窓口については、埼玉県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/sodan.html>

